

町内の農協が一本に

八潮農協と八幡農協の合併

農協の規模を拡大し、農協自体を整備して、農業の近代化促進に役立てることから、昭和二十六年農林漁業組合再建整備法を初めとする一連の再建整備措置を講じ成果をあげてまいりましたが、その後経済の伸張は益々その度を加えさを増し、農家の経営機関として園芸、畜産部門の協業化等、農民の要請に答えるためには、合併によって経営基盤を拡大し、合理的な運営を図らなければなりません。

そこで県のすすめにより、農協合併助成法の適用をうけて、八潮農協、潮止農協、八幡農協の三農協合併のための事業を強力に推進してまいりましたが、八幡農協が種々の都合により合併できず、やむなく二農協にて合併し現在にいたりました。

ところが最近農家の経営機関である農協自体の果たすべき役割は、従来に増して益々重要性を増している現状であり、八幡農協が八潮農協に合併して、一本化することにより更に経営基盤が充実されます。

そこで農協合併助成法の適用期間が、昭和四十四年三月三十一日で打ち切られることになっておりますので、これを契機に県の助成を受けて昨年八月農協合併協議会を設立し、事業を進めてまいりました。関係役員を始め組合員の皆様のご理解を得て円滑に四月一日か



ら八潮町行政区域に一本化した八潮農協組合として発足するはこびとなりました。

幸いにも八潮農協の倉庫も新たに建設し、完成いたしました。農協規模の拡大とともに今後益々前進する八潮農協に大きな期待が寄せられています。

水道料金の改正

皆様方には、日頃水道事業に種々ご協力をいただき深く感謝を申し上げます。

さて水道事業も着々と施設の拡張と加えて配水管の新設及び改良工事を進め、より良い水が充分に給水出来ますよう努力しております。これからの工事に要する資金は郵政省、大蔵省、公営企業金融公庫等の政府資金を多額に借入れまして施行しております。

この資金も年々増額しておりますので、それに伴う償還金と利子も年々増しております。したがっ

て、現在の料金ではもう賄いきれない現況になってきておりますので、止むを得ず最少限度の料金の改正をいたします。

料金の改正日は、議会の議決も経ましたので昭和四十四年三月分から実施いたしますので、ご協力下さいますようお願いいたします。

○メーター使用料一ヶ月につき
口径 十三ミリ 三〇円
二〇ミリ 六〇円
二五ミリ 七〇円
五〇ミリ 四〇〇円
五〇ミリ以上については町長が別に定める。

基本料金	水量	料
本	料	金
超	金	料
過	金	金
	($1m^3$ につき)	
12	200	20

用途	口径	基本料金 (一ヶ月につき)		超過料金 ($1m^3$ につき)
		水量	料金	
一般用	13mm	12	270円	25円
	20	12	300	25
	25	12	300	25
	50mm	12	360	25
臨時用		10	500	50

引揚者特別交付金

関係巡回相談

四月三〇日、春日部地方庁舎内 埼玉会館において、午前九時から午後四時まで引揚者特別交付金関係巡回相談を行ないますので、該当される方は、最寄りの会場において下さい。

諸証明の交付

手数料改正

手数料条例の一部改正により、四月一日から次のようなときは、一件又は一枚につき、従来三〇円であったものが、五〇円に改められました。

- 一、諸税公課に関する証明
- 一、土地、建物等に関する証明
- 一、身分等に関する証明
- 一、住居に関する証明
- 一、印鑑に関する証明
- 一、諸資格に関する証明
- 一、公簿、文書等の謄抄本
- 一、公簿、文書等の閲覧
- 一、その他の証明等